

令和6年12月2日

**携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び
携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案（仮称）の概要に対する意見募集の結果の公表**

総務省は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）の概要について、令和6年9月11日（水）から同年10月10日（木）までの間、意見を募集しました。その結果、7件の意見の提出がありましたので、提出された意見及び総務省の考え方を公表します。

1 経緯

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）の概要を作成し、令和6年9月11日（水）から同年10月10日（木）までの間、意見募集を実施しました。

2 意見募集の結果

意見募集を実施したところ、7件の意見の提出がありました。

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙のとおりです。

別紙は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布するほか、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

3 省令の公布及び施行

本意見募集の結果を踏まえて、本日、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が公布されたところであり、本日から施行されます。

【連絡先】

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課

担 当：田中課長補佐、板村係長、黒田官

電 話：03-5253-5487

E-mail：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp

※ 迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。